

第二二回

参第一四号

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律（案）

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭和二十七年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

- 3 前項の場合において、自己の責に帰すべき事由以外の事由によりその意に反して退職した駐留軍等労務者に対して支給すべき退職手当の額は、「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律」（昭和三十年法律第 号）（以下「一部改正法律」という。）の施行の日の前日における退職手当に関する定に従つた場合において当該労務者に対して支給すべき額に、その三分の一に相当する額を加えて得た額を下ることができない。

附則第二項中「駐留軍労務者」を「条約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する者で国が雇用するもの（以下「駐留軍労務者」という。）」に改める。

附則第三項を附則第四項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の一項を加える。

- 3 自己の責に帰すべき事由以外の事由によりその意に反して退職した駐留軍等労務者に対して支給すべき退職手当の額は、駐留軍労務者については、調達庁長官が第九条第二項の規定により定めるまでの間は、同項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定による額に、その三分の一に相当する額を加えて得た額とし、駐留軍労務者以外の駐留軍等労務者については、調達庁長官が一部改正法律の施行後第九条第二項の規定により新たに改正後の同条第三項の規定に従つて定めるまでの間は、同条第二項の規定にかかわらず、一部改正法律の施行の日の前日における退職手当に関する定による額に、その三分の一に相当する額を加えて得た額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

駐留軍等労務者の退職手当の額が低いので、これを増額する措置を講ずる必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

総額 約八億二千万円（昭和三十年年度）